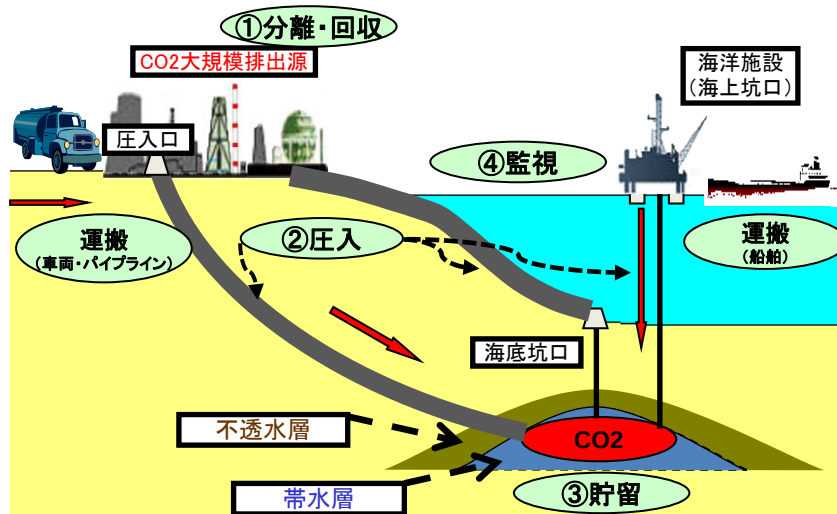


二酸化炭素回収・貯留（CCS）について

- 二酸化炭素回収・貯留（**CCS**）とは、発電所や工場などにおいて化石燃料を使用した際などに生成される二酸化炭素を分離・回収し、地下に貯留する技術。ネットゼロ実現に向けた**重要な技術オプション**。
- GX推進戦略（2023年7月閣議決定）において、**2030年度までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備**することとしている。
- 今後拡大が予想される**海底下CCSが、海洋環境の保全と調和する形で適切かつ迅速に実施**されるよう、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会海底下CCS制度専門委員会において、海底下CCSに係る**海洋環境の保全の在り方**について議論し、令和6年1月に答申がなされた。
- この答申も踏まえ、**二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）**において、海洋汚染等防止法に基づく海域におけるCCS（海底下CCS）に係る環境大臣の許可制度を一元化。**海底下CCSに係る規制は、経済産業大臣と環境大臣の共管**となる。

海底下CCSのイメージ



（参考）苫小牧CCS大規模実証試験の概要

- 申請者：経済産業大臣 **許可者：環境大臣**
- 場所：北海道苫小牧港港湾区域内
- 圧入期間：2016年4月1日から2019年11月22日まで
- 累計CO2圧入量：約30万t

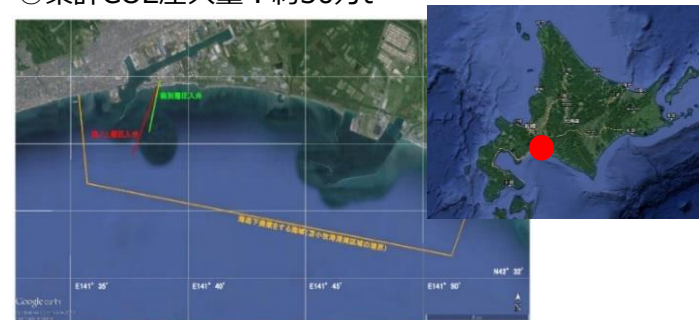


図 4-1-1 図 特定二酸化炭素貯留の海底下貯留を行う海域の位置および範囲

二酸化炭素の貯留事業に関する法律【CCS事業法】の概要

令和6年5月成立・公布
2年以内（政令で定める日）完全施行
※一部段階的に施行

背景・法律の概要

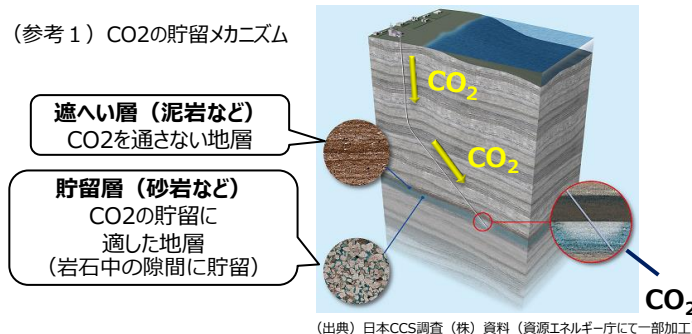
- ✓ **2050年カーボンニュートラル**に向けて、今後、脱炭素化が難しい分野におけるGXを実現することが課題。こうした分野における**化石燃料・原料の利用後の脱炭素化を進める手段**として、CO₂を回収して地下に貯留する**CCS**（Carbon dioxide Capture and Storage）の導入が不可欠。
- ✓ **我が国としては、2030年までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備**することとしており（GX推進戦略 2023年7月閣議決定）、公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、その事業環境を整備するために必要な**貯留事業等の許可制度等を整備**する。

1. 試掘・貯留事業の許可制度の創設、貯留事業に係る事業規制・保安規制の整備

（1）試掘・貯留事業の許可制度の創設

- ・ **経済産業大臣は、貯留層が存在する可能性がある区域を「特定区域」として指定**※した上で、特定区域において**試掘やCO₂の貯留事業を行う者を募集**し、これらを**最も適切に行うことができる者と認められる者**に対して、**許可**※を与える。
- ※ 海域における特定区域の指定及び貯留事業の許可に当たっては環境大臣に協議し、その同意を得ることとする。
- ・ 上記の許可を受けた者に、**試掘権**（貯留層に該当するかどうかを確認するために地層を掘削する権利）や**貯留権**（貯留層にCO₂を貯留する権利）を**設定**する。CO₂の安定的な貯留を確保するための、**試掘権・貯留権は「みなし物権」とする**。
- ・ **鉱業法に基づく採掘権者**は、上記の**特定区域以外の区域（鉱区）**でも、経済産業大臣の許可を受けて、**試掘や貯留事業を行うことを可能とする**。

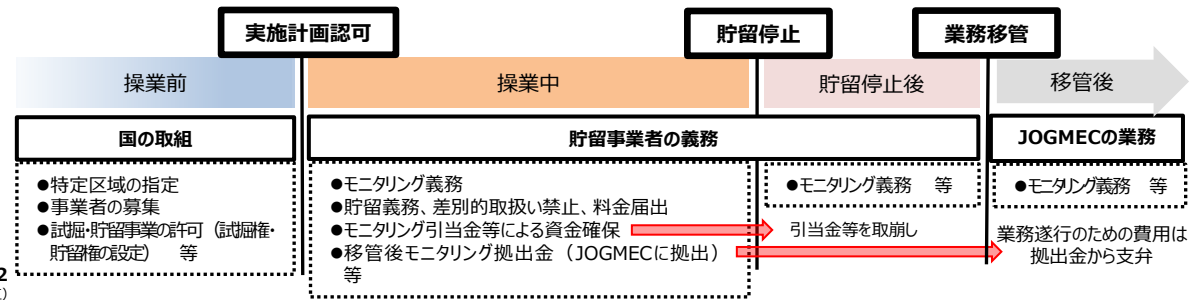
（参考1）CO₂の貯留メカニズム



（2）貯留事業者に対する規制

- ・ **試掘や貯留事業の具体的な「実施計画」は、経済産業大臣（※）の認可制とする。**
※ 海域における貯留事業の場合は、経済産業大臣及び環境大臣
- ・ 貯蔵したCO₂の漏えいの有無等を確認するため、**貯留層の温度・圧力等のモニタリング義務**を課す。
- ・ **貯留停止後に行うモニタリング業務等に必要な資金を確保するため、引当金の積立て等を義務付ける。**
- ・ 貯留したCO₂の挙動が安定しているなどの要件を満たす場合には、**モニタリング等の貯留事業場の管理業務をJOGMEC（独法エネルギー・金属鉱物資源機構）に移管**することを可能とする。また、**移管後のJOGMECの業務に必要な資金を確保するため、貯留事業者に対して拠出金の納付を義務付ける。**
- ・ 正当な理由なく、**CO₂排出者からの貯留依頼を拒むことや、特定のCO₂排出者を差別的に取扱うこと等を禁止するとともに、料金等の届出義務**を課す。
- ・ **技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。
- ・ 試掘や貯留事業に起因する**賠償責任**は、被害者救済の観点から、**事業者の故意・過失によらない賠償責任（無過失責任）**とする。

（参考2）貯留事業に関するフロー



2. CO₂の導管輸送事業に係る事業規制・保安規制の整備

（1）導管輸送事業の届出制度の創設

- ・ CO₂を貯留層に貯留することを目的として、**CO₂を導管で輸送する者は、経済産業大臣に届け出なければならないものとする。**

（2）導管輸送事業者に対する規制

- ・ 正当な理由なく、**CO₂排出者からの輸送依頼を拒むことや、特定のCO₂排出者を差別的に取扱うこと等を禁止するとともに、料金等の届出義務**を課す。
- ・ **技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。

※海洋汚染等防止法におけるCO₂の海底下廃棄に係る許可制度は、本法律案に一元化した上で、海洋環境の保全の観点から必要な対応について環境大臣が共管する。